令和２年特（わ）第８５８号

勾留　令和２年３月１３日
起訴　令和２年３月３１日

保釈請求却下決定

被告人　相嶋 静夫
昭和２３年１１月３０日生

被告人に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年４月６日弁護人鄭一志，同河村尚，同小林貴樹から保釈の請求があったので，当裁判所は，検察官の意見を聴いた上，次のとおり決定する。

主　文

本件保釈の請求を却下する。

理　由

被告人は下記４に該当し，かつ，裁量で保釈の許可をするのは適当と認められない。

記

1　死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
2　前に死刑又は無期若しくは長期１０年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある。
3　常習として長期３年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
4　罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
5　被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え，又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある。
6　氏名又は住居が分からない。
7　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

令和２年４月８日

東京地方裁判所刑事第１４部（１３）

裁判官　遠　藤　圭　一　郎

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官　木村ひとみ